

個人型DCの拡大に伴う事業所の対応について



日本ITソフトウェア企業年金基金

平成29年1月からの個人型DC対象者の拡大

個人型確定拠出年金(DC)は、平成29年1月から、これまでの対象者に加えて、公務員や第3号被保険者の他、企業型DCや確定給付企業年金(DB)の加入者まで、対象者が拡大されることになりました。(拠出限度額の「年単位化」は平成30年1月から実施予定)

<これまでの対象者と限度額>

第1号被保険者(自営業者等)	月額6.8万円
企業型DC、DBのないサラリーマン	月額2.3万円
企業型DC加入のサラリーマンは「マッチング拠出」のみ可能 (マッチング拠出とは、企業負担限度に余裕枠がある場合に 企業負担の範囲内で個人拠出ができる制度)	
・他にDBがない時	企業負担限度 月額5.5万円
・他にDBがある時	企業負担限度 月額2.75万円



<拡大される対象者と限度額>

DBに加入のサラリーマン	年額14.4万円(月額1.2万円)
企業型DCに加入のサラリーマン	年額24万円(月額2万円)
企業型DC、DBに両方加入のサラリーマン	年額14.4万円 (月額1.2万円)
公務員(共済制度に加入)	年額14.4万円(月額1.2万円)
第3号被保険者(専業主婦等)	年額27.6万円(月額2.3万円)

<注意> ・企業型DCを実施中の事業所が、個人型DCを導入する場合は、DC規約の変更が必要(限度額等の変更)
・企業型DCでマッチング拠出を導入済の企業が「個人型DC」を導入する場合は、企業単位で事業主がどちらかを選択(併用は不可)

「日本ITソフトウェア企業年金基金」ご加入事業所の社員が「個人型DC」に加入する場合

企業型DC あり	企業型DCの規約変更が必要です。(運営管理機関にご相談下さい)
企業型DC なし	個人単位で加入申込み等を行います。 社員へのサービス向上、福利厚生の一環として役立つ反面、企業は下記の事務対応が必要となります。

<企業の事務対応について>

- ・最初の社員が加入時に「国民年金基金連合会へ事業所登録」を申請
- ・個人が加入の都度「事業主証明書」を発行(加入資格の証明)
- ・掛金の納付方法は「給与天引き」か「口座振替」のどちらか
「給与天引き」の場合は、掛金の控除とその取りまとめ
給与天引きしない場合は「理由書」の提出が必要
- ・現況届の提出あり(年1回) 事業主の証明が必要
- ・年末調整や退職に関する事務あり

<個人にとってのメリット・デメリット>

- 税制メリット(掛金は全額「小規模企業共済等掛金控除」の適用可)を受けながら積立が可能
- 取扱い金融機関が定める投資信託により、自分で運用できる
- × 運用結果の責任は全て自分が負う(元本割れの可能性もあり)
- × 原則として、満60歳までは引出しが出来ない

(詳細は、取扱いの金融機関にご照会下さい。<銀行、証券会社、生保、損保等>)